

給実甲第1248号

平成30年10月1日

人事院事務総長

給実甲第28号の一部改正について（通知）

給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）の一部を下記のとおり改正したので、平成30年10月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第23条関係	第23条関係
第1項（略）	第1項（同左）
第4項（略）	第4項（同左）
一（略）	一（同左）
二 休職者等の年齢、人数及び居住地に基づき算定した生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第1に定める居宅に係	二 休職者等の年齢、人数及び居住地に基づき算定した生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第1に定める居宅に係

<p>る基準生活費の額のうち休職者等の<u>世帯員ごとの第1類</u>に係る額を合算した額、<u>第2類</u>に係る額及び世帯員ごとの<u>経過的加算額</u>に係る額を合算した額の合計額</p> <p>三 (略)</p> <p>第5項・第7項 (略)</p>	<p>る基準生活費の額のうち休職者等の<u>個人別の第1類</u>に係る額を合算した額及び<u>第2類</u>に係る額の合計額</p> <p>三 (同左)</p> <p>第5項・第7項 (同左)</p>
---	---

以 上